

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成29年(受)第1509号
決定日	平成30年2月13日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	林 景 一 岡 部 喜 代 子 山 崎 敏 充 郎 戸 倉 三 郎
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成29年(ネ)第281号(平成29年5月23日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年2月13日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 小 西 常 雄 

当事者目録

申 立 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	川 崎 泰 徳
相 手 方	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	西 尾 剛

これは正本である。

平成30年2月13日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 小西常雄

